



平成21年4月28日

各位

会社名 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ  
 代表者名 代表取締役社長 橋 昌 彰  
 (コード番号: 5726 東証第一部)  
 問合せ先 総務部長 岡田 宗久  
 (TEL. 06-6413-9911)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年6月24日開催予定の第12期定時株主総会に定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)附則第6条第1項の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、現行定款第7条(株券の発行)および第8条第2項(単元未満株券の不発行)の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、条数の繰上げその他の条文の整備を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
第7条(株券の発行) 当社は、その株式に係る株券を発行する。	(削除)
第8条(単元株式数、単元未満株券の不発行) 1. 当社の単元株式数は、100株とする。	第7条(単元株式数) 当社の単元株式数は、100株とする。
2. 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。	(削除)
第9条(単元未満株式の権利) 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利	第8条(単元未満株式の権利) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

現行定款	変更案
<p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>第 10 条 (記載省略)</p>	<p>第 9 条 (現行どおり)</p>
<p>第 11 条 (株式取扱規程)</p> <p>当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第 10 条 (株式取扱規程)</p> <p>当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第 12 条 (株主名簿管理人)</p> <p>1. 当会社は、株式に関する事務を取り扱わせるため、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会決議によって選定する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿及び<u>実質株主名簿</u> (株主名簿等という。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿並びに株券喪失登録簿</u>は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置く。</p>	<p>第 11 条 (株主名簿管理人)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置く。</p>
<p>第 3 章 株 主 総 会</p>	<p>第 3 章 株 主 総 会</p>
<p>第 13 条 (基準日)</p> <p>当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>第 12 条 (基準日)</p> <p>当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>第 14 条 ┆ (記載省略)</p>	<p>第 13 条 ┆ (現行どおり)</p>
<p>第 18 条</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p>第 17 条</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>第 19 条 ┆ (記載省略)</p> <p>第 22 条</p>	<p>第 18 条 ┆ (現行どおり)</p> <p>第 21 条</p>
<p>第 23 条 (取締役会)</p> <p>1. 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に支障があるときは、第 15 条第 2 項の規定を準用する。</p>	<p>第 22 条 (取締役会)</p> <p>1. 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に支障があるときは、第 14 条第 2 項の規定を準用する。</p>

現行定款	変更案
<p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 24 条 ┆ (記載省略)</p> <p>第 26 条</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第 27 条 ┆ (記載省略)</p> <p>第 33 条</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第 34 条 ┆ (記載省略)</p> <p>第 36 条</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第 37 条 ┆ (記載省略)</p> <p>第 38 条</p> <p>第 39 条 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>1. 期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿等に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>第 40 条 (記載省略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>第 23 条 ┆ (現行どおり)</p> <p>第 25 条</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第 26 条 ┆ (現行どおり)</p> <p>第 32 条</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第 33 条 ┆ (現行どおり)</p> <p>第 35 条</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第 36 条 ┆ (現行どおり)</p> <p>第 37 条</p> <p>第 38 条 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>1. 期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p>

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日

平成21年6月24日(水)

以 上